

藤枝市介護保険条例の一部を改正する条例

藤枝市介護保険条例(平成12年藤枝市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「29,880円」を「31,500円」に改め、同項第2号中「38,844円」を「40,950円」に改め、同項第3号中「44,820円」を「47,250円」に改め、同項第4号中「49,600円」を「52,290円」に改め、同項第5号中「59,760円」を「63,000円」に改め、同項第6号中「68,724円」を「72,450円」に改め、同項第7号中「77,688円」を「81,900円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「92,628円」を「97,650円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「100,396円」を「105,840円」に改め、同項第10号中「107,568円」を「113,400円」に改め、同項第11号中「119,520円」を「126,000円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「26,892円」を「28,350円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤枝市介護保険条例の規定は、平成30年度分の介護保険料から適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。